兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第19号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

監査委員訓令○ 兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令○ 兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する訓令1

監査委員訓令

兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成31年3月29日

兵庫県代表監査委員 平 野 正 幸

兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程(平成21年兵庫県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、次のいずれかの時間とする。

- (1) 午前8時15分から午後5時まで
- (2) 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 午前9時から午後5時45分まで
- (4) 午前9時30分から午後6時15分まで 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

兵庫県監査委員訓令第2号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県代表監査委員 平 野 正 幸

兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局職員の超過勤務に関する規程(平成29年兵庫県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

^^^^^

第4条第2項から第4項までを削る。

第5条中「及び前条(第1項を除く。)」を削る。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。